

一般社団法人和歌山市観光協会  
定 款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人和歌山市観光協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を和歌山県和歌山市に置く。

2 本協会は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、和歌山市及びその周辺地域の自然、景観、文化・歴史、産業・技術などの資源を活用し、和歌山市並びに観光事業者等との密接な連携のもと、観光事業の振興を図ることにより、和歌山市の魅力を高め、国内外の観光客の誘致を促進し、もって地域経済の活性化及び地域文化の維持発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光資源の開発、整備及び保全
- (2) 観光地の宣伝、紹介及び観光客の誘致
- (3) 観光に関する調査研究及び情報収集・提供
- (4) 観光客への接遇の改善及び向上
- (5) 郷土物産の宣伝並びに販売
- (6) 観光施設等の整備改善及び管理運営
- (7) 旅行業法に基づく旅行業
- (8) 国及び地方公共団体等からの受託事業
- (9) 関係団体等との連携及び会員相互の連絡調整
- (10) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(種別)

第5条 本協会の会員は、次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号。以下「一般社団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人又は法人・団体
- (2) 特別会員 理事会の推薦する個人又は法人・団体

(入会)

第6条 本協会の正会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 法人又は団体の会員にあつては、その代表者として本協会に対して権利を行使する者（1名に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に書面をもって届出なければならない

い。指定代表者を変更するときも同様とする。

(入会審査基準)

第7条 会員は、次の基準を満たす者とする。

- (1) 定款の目的及び事業に賛同していること
  - (2) 公序良俗に反していないもしくは、反する恐れがないこと
  - (3) 第8条に掲げる会費を納入できること
- (会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 特別会員は、会費を負担しないものとする。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
  - (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき
  - (3) 除名されたとき
  - (4) 会費の納入が継続して2年以上なされなかったとき
  - (5) 本協会が解散したとき
- (退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、退会届を会長に提出することにより任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則または総会の議決に違反したとき
- (2) 本協会の名誉を毀損し又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 本協会の運営に著しく障害を加えるような言動のあったとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日から1週間前までに当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

2 既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項  
(種別及び開催)

第15条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、通常総会をもって一般社団法人法上の定時社員総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 総正会員の議決権の3分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。  
(議長)

第16条 総会の議長は、第21条第3項に規定する代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に支障が生じたときは、代表理事があらかじめ指名した理事がこれに代わる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、この定款に特別な定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は会員として決議に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第19条 正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議長が指名した出席会員2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(種類及び定数)

第21条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上30名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、会長を1名、副会長を5名以内、専務理事を1名とする。

3 理事のうち、2名を代表理事とする。

4 第2項の専務理事は、第49条第2項に規定する事務局長を兼務することができる。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、会員（法人又は団体にあつては指定代表者）の中から総会の決議によって選任する。

2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 副会長及び専務理事は、理事会の同意を得て、会長が理事の中から選定する。

4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

5 代表理事のうち1名を会長とし、他の1名は副会長の中から理事会の決議によって選定する。

(役員職務・権限)

第23条 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。

2 会長は、毎事業年度に3箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序に従い、その職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の常務を統括する。

5 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

(監事の職務・権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査するとともに、本協会の会計を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業及び会計の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の在任期間とする。

3 補欠により選任された監事の任期は、前任者の在任期間とする。

4 役員が第21条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了により退任した後も、それぞれ新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 役員は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

(役員損害賠償責任の一部免除)

第28条 本協会は、理事及び監事の一般社団法人法第111条第1項に規定される賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(名誉会長、相談役)

第29条 本協会に、名誉会長1名以内、相談役3名以内を置くことができる。

2 名誉会長は、会長が総会の同意を得て推戴する。

3 相談役は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

4 相談役は、会長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

5 相談役には、第25条第1項及び第26条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「相談役」と読み替えるものとする。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事、会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に支障が生じたときは、代表理事があらかじめ指名した理事がこれに代わる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(書面表決等)

第35条 理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 部 会

(部会)

第37条 会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の決議を経て部会を置くことができる。

2 部会は、本協会が必要と認める専門分野について、調査、研究、事業の検討等を行うものとし、その検討内容について理事会に報告するものとする。

3 部会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 本協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産目録に記載の財産
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第39条 本協会の資産は、会長が管理し、その管理方法は、理事会の議決により定める。

(事業年度)

第40条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、会長が作成し、理事会の決議を受けなければならない。

2 会長は、前項の書類を、直近の通常総会に提出し、報告しなければならない。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 4 貸借対照表は、通常総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。  
(特別会計)

第43条 本協会は、必要があるときは、総会の議決を経て特別会計を設けることができる。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第46条 本協会は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第47条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年6月2日法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告)

第48条 本協会の公告は、電子公告及び主たる事務所の公衆の見やすい場所に提示する。

## 第11章 事務局

(設置等)

第49条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局に関する規程は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。